

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 高等専門学校の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校では学校の目的として、①使命、②基本方針、③養成しようとしている人材像（準学士課程および専攻科課程）、④達成しようとしている基本的な成果（準学士課程および専攻科課程）を以下に明文化して定めている。

##### ①使命

「創造・誠実・責任」と「健康・研究・協働」を校訓として準学士課程および専攻科課程の使命を定めている（資料 1-1-①-1）。

##### ②基本方針

教育に関する基本方針は、「自立・挑戦・創造」を教育理念に、教養教育・専門教育・専攻科複合教育および卒業・特別研究をとおして地域貢献・地球環境の共生に寄与し、異分野融合に必要な総合力や創造力豊かな人材育成を目指している（資料 1-1-①-2）。

##### ③養成しようとしている人材像

準学士課程と専攻科課程にそれぞれ養成しようとする人材像を定めている。準学士課程では基盤技術を修得し、自立型技術者に不可欠な能力を有する実践的技術者、専攻科課程では、より専門分野に精通するとともにプレゼンテーション能力を身に付け、国際分野で活躍できる技術者を養成しようとしている（資料 1-1-①-3）。

##### ④達成しようとしている基本的な成果

準学士課程と専攻科課程にそれぞれ達成しようとしている成果を定めている。準学士課程では教養教育を本科1年～3年、専門教育を本科4年～5年でそれぞれ実施し、基本的な成果を決めている。専攻科課程では準学士課程の教育を基盤として、技術者倫理を理解した創造力豊かな技術者となるための基本的な成果を決めている（資料 1-1-①-4, 5）。

(分析結果とその根拠理由)

本校の目的として、使命、基本方針、養成しようとしている人材像が、準学士課程および専攻科課程ごとに明確に策定されている。さらにこれらの課程ごとに達成しようとしている基本的な成果の内容についてもそれぞれ定めている。

以上のことから、本校は目的を明確に定めており、学校教育法第115条に定められた規定からはずれるものではないと判断される。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

(観点に係る状況)

本校の目的を記載した学校要覧、学生便覧、授業計画（準学士および専攻科課程）などを配布して周知を図っている（資料1-2-①-1～3）。全学生に対しては始業式当日に学生便覧、シラバスを配布するとともに、新入生には合宿研修を実施し、オリエンテーションをとおして本校の目的等について説明している（資料1-2-①-4）。また、新任教員に対しては、4月に研修会を実施し本校の目的等についてガイダンスを行っている（資料1-2-①-5）。さらに本校のホームページにも目的を掲載し、学生および教職員が常に関覧できるようにしている（資料1-2-①-6）。本校の目的について、学生および教職員の周知状況を把握するため、アンケート調査を実施した（資料1-2-①-7, 8）。学生および教職員の周知状況に関するアンケート調査の結果を別添資料に示した（資料1-2-①-9～14）。この結果、全体的に非常勤を含めた教職員の周知はおおむね良好であるが、学生に対しては継続した周知が必要である。

（分析結果とその根拠理由）

本校の目的を記載した印刷物を学校構成員（教職員・学生）に配布し周知している、さらにホームページへの掲載もしており、目的を学校構成員に周知している。また周知状況を検証するために、構成員を対象とするアンケート調査を行った。その結果、明文化された目的があることを知っている割合は、準学士課程の学生では49%、専攻科課程の学生では51%、教員では92%、非常勤講師では88%、職員では90%、非常勤職員では91%であった。また内容の理解度を調べるために、教育の目標と教科の関係について質問したところ、ある程度以上分かる割合は、準学士課程の学生では54%、専攻科課程の学生では47%、教員では87%、非常勤講師では79%、職員では61%、非常勤職員では36%であった。この結果、全体的に非常勤を含めた教職員の周知はおおむね良好であるが、学生に対しては継続した周知が必要である。

以上のことから、今後も継続した周知活動が必要なものの、おおむね本校の目的が学校構成員に把握されている。

**観点1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。**

（観点に係る状況）

本校の目的を記載した学校要覧、学生便覧は、関係団体などに配布している（資料1-2-②-1）。また、本校の目的はホームページにより広く一般に公表している（資料1-2-①-6）。さらに、就職先企業へのアンケート調査時点で、学校の目的を記載した印刷物を同封し、広く公表する努力を行っている（資料1-2-②-2）。その他、本校と連携協定を結んでいる秋田銀行の全支店に学校案内パンフレット等を配置し、教育活動の周知をしている。

（分析結果とその根拠理由）

本校の目的を記載した資料は、県内の中学校、工業高校さらに関係団体に配布し、公表している。またホームページにも目的を掲載し、公表されている。以上のことから、本校の目的は社会に広く公表していると判断される。

**（2）優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

特になし

(改善を要する点)

特になし

### (3) 基準 1 の自己評価の概要

本校の目的として、使命、基本方針、養成しようとしている人材像が、準学士課程および専攻科課程ごとに明確に策定されている。さらにこれらの課程ごとに達成しようとしている基本的な成果の内容についてもそれぞれ定めている。特に、人材像や教育の成果は、準学士課程と専攻科課程において学習段階および専攻に応じてきめ細かく設定し、具体的な教育内容を決定する指針としている。これらの内容は、学校教育法第115条の2に規定されている高等専門学校一般に求められている目的からはずれるものではない。

教職員ならびに学生に対しては、各種刊行物（学校要覧、学生便覧、授業計画など）やガイダンスをとおして、「学校の目的」の周知に努めている。また目的を検証するために、アンケート調査を実施し、この結果から本校の教職員は「学校の目的」をおおむね周知しているが、学生の周知の度合いは必ずしも高いものではなかった。これに関しては、継続した周知活動が必要である。

社会に対して本校の目的を公表するため、関係団体などに資料を配付するとともに、ホームページにも掲載し、誰でもが手軽に閲覧できるように努力を十分行っている。